

役員・代議員および各種委員会委員の報酬に関する内規

- ・役員、代議員、その他委員会委員は無報酬とする。
- ・常勤役員を置く場合は、総会において定めた支給基準にもとづき支給することができる。
- ・理事会、執行委員会、各種委員会等出席にともなう旅費については、別に定める「旅費に関する内規」に基づき支給する。
- ・支部学術講演会への役員の派遣
交通費・日当：本部負担　　宿泊費：支部負担
（人選は事業部会で行い、理事会で承認する）

附則

- ・2010年6月18日　　理事会承認